

○座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する  
条例

令和3年9月17日

条例第12号の1

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設（以下「ステージ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史、文化、健康づくりなど地域振興の拠点として、本村の情報を発信し、多様な交流を促進するとともに、にぎわいの創出を図るため、屋外ステージを設置する。

(名称及び位置)

第3条 屋外ステージの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ	座間味村字座間味220番地の8

(使用の許可等)

第4条 集会、展示会、音楽会、興業その他これらに類する催しのためステージを独占して使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）の際、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 村長は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めるとき。

(施設の使用料)

第6条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、

使用料を減免することができる。

- 2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 村長は、野外ステージの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 村が主催し、又は共催するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が野外ステージを使用する場合において、これに協力する必要があるとき。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、施設の使用に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は施設を使用目的以外に使用してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用許可を取り消し、使用許可の効力を停止し、又は使用許可の条件を変更することができる。この場合において、村長は、施設の使用の停止若しくは中止又は原状回復、施設からの退去等必要な措置を命じることができる。

- (1) この条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用許可の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 災害時の緊急避難場所として施設を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 災害防止上緊急に施設の整備工事を施工する等公益上の必要性が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定により処分をされ、又は措置を命じられた場合において、使用者が損害を受けることがあっても、村はその責めを負わない。ただし、処分又は命令が前項第4号又は第5号の規定に該当するとき、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用許可に係る使用が終わったとき又は前条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 村長は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、施設の原状回復に必要と認める当該使用者が取るべき措置を、当該使用者に命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が損害を賠償させることが適当でないとき又は、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

施設名	施設使用料（円）	
	昼間	夜間
座間味村歴史・文化健康づくりセンター屋外ステージ	3,000円	5,000円
1階、2階 練習室兼控室（1部屋）	1,600円	2,200円
備考		
1 昼間は午前9時から午後5時までとし、夜間は午後5時から午後10時までとする。		
2 料金は1時間単位とし、1時間を満たない場合は1時間とし、30分満たない場合は半額とする。		
3 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に5を乗じて得た額とする。		
4 村民は上記金額の半額と、営利、営業、宣伝等を目的とする場合は上記金額とする。		
5 トレーニングとして利用される方は、座間味村歴史文化・健康づくりセンタートレーニング室使用料と同額とする。		